

報 告 第 18 号

令和6年度新居浜市水道事業会計継続費精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、令和6年度新居浜市水道事業会計継続費の精算を次のとおり報告する。

令和7年9月2日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和 6 年度 新居浜市水道事業会計継続費精算報告書

(単位:円)

款	項	事業名	全 体 計 画				実 績			比 較		
			年度	年割額	左の財源内訳		支払義務 発 生 額	左の財源内訳		年割額と支払 義務発生額の差	左の財源内訳	
					国庫補助金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等		国庫補助金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等		国庫補助金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等
1 資本的支出	1 建設改良費	滝の宮送水場整備 事業	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			5	399,895,000	55,770,000	344,125,000	108,464,000	49,301,000	59,163,000	291,431,000	6,469,000	284,962,000
			6	290,105,000	0	290,105,000	579,797,200	0	579,797,200	△ 289,692,200	0	△ 289,692,200
			計	690,000,000	55,770,000	634,230,000	688,261,200	49,301,000	638,960,200	1,738,800	6,469,000	△ 4,730,200

参照条文

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）抜粋

（継続費）

第 18 条の 2 （省 略）

- 2 管理者は、継続費に係る継続年度（継続費に係る支出予算の金額のうち法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了した場合には、継続費精算報告書を作成し、法第 30 条第 1 項の書類と併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合において、地方公共団体の長は、法第 30 条第 6 項の書類の提出と併せて、これを議会に報告しなければならない。

3 （省 略）

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）抜粋

（決算）

第 30 条 （省 略）

2 ～ 5 （省 略）

- 6 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7 ～ 9 （省 略）